

11月8日は118の日

# お口の健康は 予防が肝心！

- 口(口腔)は「食べる」「会話をしてコミュニケーションをとる」など、生活のさまざまな場面で重要な役割を果たしています。また、噛む力は運動能力や記憶力、唾液の分泌量にも影響します。健康な歯は豊かな人生を送るための基礎となるもの。家族でお口の健康を見直してみませんか。市保健所保健予防課☎(883)1178



## 歯周病予防のポイント

- 食べたらずく磨く…“だらだら食べ”防止にも効果的です。
- 歯磨きは適切に…歯科医院で歯磨き指導を受けましょう。
- 食事はよく噛んで…口の中をきれいにしてくれる唾液が出るようにしましょう。唾液は「酵素が発がん性物質を抑える」「胃腸の消化・吸収を助ける」「細菌やウイルスを殺菌する」などの働きをします。

### よく噛むとこんな効果も！

- \* 満腹中枢を刺激し、食べ過ぎ防止や生活習慣病の予防に
- \* 脳の血流が良くなり、子どもの脳の活性化や老化防止に
- \* 言葉の発音がきれいになり、表情も豊かになります
- \* 味覚の発達を促します

- 定期的に健診を…“かかりつけ歯医者さん”を決めて、お口の状態を常に把握しておきましょう。歯磨き指導や歯石除去を組み合わせるとお口の健康維持を心がけましょう。

- たばこを吸っているかたは禁煙！…喫煙は歯周病の進行を加速させます。

### フッ化物の活用で強い歯質に

フッ化物塗布、フッ化物洗口、フッ化物配合歯磨剤などを活用し、強い歯質をつくって、むし歯を予防しましょう。

## 歯科相談へどうぞ

11月21日(月)午前9時30分～正午  
市保健センター(八橋南一丁目)

むし歯や歯周病などの相談に歯科衛生士が応じます。相談無料。

申し込み 市保健所保健予防課  
☎(883)1178



## 訪問歯科診療のご利用を

寝たきりや障がいがあるかたで歯科医院へ通院することが困難なかたを対象に、歯科医師が自宅や施設、病院などを訪問して歯科治療を行います。費用など詳しくは、秋田市歯科医師会へお問い合わせください。

秋田市歯科医師会☎(823)4564

# 発達障がい 気になることがあれば早めに相談を

お子さんの身体の発育や言葉に遅れがなくても、その発達の仕方に“違い”が見られることがあります。お子さんの行動などで心配なことがあるときは早めにご相談ください。早期からの適切な支援がお子さんのより良い成長につながります。

### ◆相談はこちらへ

子ども健康課☎(883)1174 相談時間：平日8:30～17:15

## 支援の 現場から

秋田県発達障害者支援センター

ふきのとう秋田

当センターには「子どもの成長に不安を感じる」「自分の子育ての仕方でのいいのだろうか」などの相談が多く寄せられます。発達障がいは個々によって見せる姿や行動が違います。このため、ご家族のかたは対応の仕方に悩まれると思います。センターでは、まずお話を聞かせていただき、その上でご家庭でできそうな対応と一緒に考えていきます。1回でうまくいけばいいのですが、根気強く行っていく姿勢が必要です。相談を継続し、ご家族のかたにお子さんの特徴を理解してもらいつつ、日々の対応と一緒に振り返り、より良い方法を探していきます。発達障がいに関する困り事がありましたらお気軽にご相談ください。

秋田県発達障害者支援センターふきのとう秋田☎(826)8030 相談時間：平日9:00～17:00



保育所や幼稚園などの集団生活、または日常生活の中でこんな行動はありませんか。

- 注意がそれやすく、座っていることが苦手
- ひどく不安がる
- 思いどおりにならないとすぐに手が出る
- 順番を守ることが苦手
- …など



# 福祉医療費の申請を忘れずに

障がい福祉課福祉医療担当

☎(866)2093 ファクス(863)6362

http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/sc/

右表に該当するかたは、申請すると「福祉医療費受給者証」が交付されます。診療を受ける際に受給者証と健康保険証と一緒に医療機関に提示すると保険診療の自己負担分が助成されます。

福祉医療費助成制度は毎年8月1日から翌年7月31日までを「1年度」としています。平成23年度(平成23年8月1日～24年7月31日)の受給者証を交付するときは平成23年度(22年中)の所得を確認します。

これまで申請していなかったかたや、以前、所得制限を超えたため該当しなかったかたでも、修正申告などにより平成23年度(22年中)の所得の減少や、扶養人数の増加があるときは、申請月から交付される場合があります。詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。



## 乳幼児(2歳以上)の通院助成の所得制限

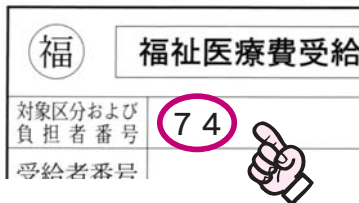
平成23年度総所得額(※)から各種控除額(右下の表①)を控除した額が表②の基準額を超える場合は助成制度に該当しません。また、父母の所得は合算せず、それぞれの所得額で判断し、いずれかが超えると該当しません。

### ※平成23年度総所得額

- サラリーマンで市・県民税を給料から控除されているかた▶市民税・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額①」欄の額
- 上記以外のかたで、市・県民税を納税通知書で納付しているかた▶市民税・県民税納税通知書の3枚目に綴られている税額計算明細書の「総所得①+②」欄の額

### ◆ひとり親家庭で乳幼児受給者証をお持ちのかた

ひとり親家庭のかたで乳幼児制度の受給者証(「対象区分および負担者番号」の上2ケタが「74」)をお持ちのかたは、申請により「ひとり親家庭」の制度に切り替えできる場合があります。なお、所得の基準額は右下の表②とは異なりますので、障がい福祉課へお問い合わせください。



### ◆健康保険が変わったかたは福祉医療の手続きも

加入している健康保険が変わったかたは、新しい健康保険証と印鑑を持って、下記の窓口で福祉医療の変更手続きをしてください。また、任意継続保険を取得・喪失したかたも手続きが必要です。

福祉医療の申請・変更手続きはこちらで…障がい福祉課(福祉棟1階)、北部・西部・河辺・雄和市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター

対象者	該当要件
乳幼児	<b>0歳～小学校就学前のお子さん</b> (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>0・1歳児 全員に入院・通院の医療費を助成します(所得確認があります)</li> <li>2歳以上児 通院…所得制限があります(→下の表②) 入院…全員に助成します</li> </ul> <p>所得制限を超えたため受給者証がないお子さんが入院する場合は、保険証と印鑑を持って、その都度申請してください。</p> <p>なお、平成23年度の市区町村民税が秋田市以外で課税されているかた(平成23年1月1日現在、秋田市以外に住んでいたかた)は課税している市区町村が発行する「平成23年度所得証明書(平成22年中の所得)」が必要です。</p> <p>★1歳以上で市区町村民税所得割が課税されている世帯のかたは自己負担分の半額を支払っていただきます。ただし、1か所の医療機関(通院と入院はそれぞれ)・調剤薬局で支払う額はそれぞれ月額1,000円までです。</p>
	<p>下記の家庭の児童</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭</li> <li>父母がいない家庭</li> <li>父か母が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭</li> </ul> <p><b>18歳に達する日以後の最初の3月31日まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* お子さんが就職などで社会保険本人(※)になると該当しません。</li> <li>* 所得制限があります。</li> </ul>
<p>重度心身障がい児(者)</p> <p><b>身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aをお持ちのかた</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 社会保険本人(※)は所得制限があります。</li> </ul>	
<p>高齢身体障がい者</p> <p><b>65歳以上で、身体障害者手帳4～6級をお持ちのかた</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 社会保険本人(※)は該当しません。</li> <li>* 所得制限があります。</li> </ul>	

※社会保険本人＝国民健康保険(秋田市国民健康保険、国民健康保険組合)、後期高齢者医療以外の健康保険に加入している被保険者。

### ①各種控除額

種類	控除額
社会保険料控除	一律80,000円
医療費控除	
雑損控除	市・県民税の控除額と同額
小規模企業共済等掛金控除	
障害者控除	1人につき一律270,000円
障害者扶養控除	
特別障害者控除	1人につき一律400,000円
特別障害者扶養控除	
老人扶養控除	1人につき一律100,000円
老人配偶者控除	
特定扶養親族扶養控除	1人につき一律150,000円
寡婦(夫)控除	1人につき一律270,000円
寡婦特別控除	1人につき一律350,000円
勤労学生控除	1人につき一律270,000円

### ②2歳以上児の通院助成制度の所得基準額

扶養人数	所得基準額	
0人	267万2,000円	* 扶養人数が1人増すごとに、所得基準額に38万円が加算されます。
1人	305万2,000円	
2人	343万2,000円	
3人	381万2,000円	

\* 乳幼児以外の所得制限・各種控除は、障がい福祉課へお問い合わせください。

福祉医療制度の①各種控除額の表と②所得基準額の表(乳幼児通院助成関係)